

平成 24 年 9 月 5 日

アスペルガー症候群を有するとされる被告への大阪地裁判決について

一般社団法人 日本臨床心理士会
会長 村瀬 嘉代子

7 月 30 日、大阪地裁において、大阪市の自宅で姉を刺殺したとして殺人罪に問われた被告に対する裁判員裁判の判決がなされました。判決では検察側が求刑した懲役 16 年を上回る懲役 20 年（殺人罪の有期刑上限相当）が言い渡されております。

判決では「アスペルガー症候群が本件犯行動機の形成に影響したと認定」「(障害) の影響があるとはいえ、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、同様に犯行に及ぶことが心配される」「母親らが被告人との同居を断り、被告の障害に対応できる受け皿が社会にない」として「再犯のおそれがあり、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせることが社会秩序にも資する」とされています。

当会は「国民の心の健康の保持向上に寄与すること」を設立趣旨の第一に掲げ、長年にわたり発達障害を有する人とその家族に対する支援に携わってきました。当会は発達障害者へのこの判決に接して、以下のような問題と課題があることを指摘・表明いたします。

記

1. アスペルガー症候群を有するとされる被告人の犯行の動機・犯行の機序に関して、その障害特性に基づいた説明が必要であり、障害特性を考慮した司法手続きが必要です。
2. 犯行は、被告人やその家族が、被告人の成長過程において、障害およびひきこもり状態への支援を十分に受けられなかった結果である可能性が考えられます。従って、今後こうした犯行を防ぐために、障害それ自体およびひきこもり状態に対する、本人および家族への社会的支援の充実が求められます。
3. 刑務所内の処遇について、障害特性に適合した専門職による矯正教育と社会復帰のための支援のさらなる充実が求められます。
4. 刑期を終えて社会に戻る受刑者に対しては、地域生活定着支援センターをはじめとする関係機関において、障害の特性を踏まえた専門的支援の充実が望まれます。
5. 捜査から裁判、刑期中、刑期終了後の時期までを含めて、関わるすべての司法関係者への、発達障害の理解と支援に向けた研修等の取り組みがなされることが望まれます。

以上